

平成20年度

社会福祉法人

田原市社会福祉協議会

事業計画

世界経済の影響により不透明な景気動向が続く中で、未曾有の少子高齢化への移行が進み、地方分権や規制緩和などにより社会を支える仕組みや機構も今までと大きく変化してきました。

社会福祉制度においても、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の施行等により、利用者の“自立”をより重視した構造へと変革してきました。

田原市社会福祉協議会では、このような社会や時代の潮流を的確にとらえ、地域福祉を推進する中核として、介護保険、障害者の自立支援等はもとより、高齢化、子育て支援、引きこもり、成年後見や権利擁護などの高度化・多様化するさまざまな諸問題に対して積極的に取り組まなければなりません。

そして、民間組織としての自主性と広く地域住民や福祉関係者に支えられた公共性という特長を最大限に活かし、少子高齢化とともに団塊の世代が定年退職を迎える今、さらに市民の積極的な社会福祉への参加や理解を深め、自主的な地域活動の組織化を図ってまいります。

また、福祉サービスを提供する事業者として、サービスを必要とする人々が安心して生活が送れるよう、より質の高い福祉サービスを提供するとともに、自立支援を目指した介護予防の仕組みづくりを目指し、積極的に活動してまいります。

## 1 法人運営事業

理事会、評議員会等の開催のほか、職員研修、組織及び機構の充実を図ります。

機関誌「福祉だより」の発行、ホームページの運用、多年にわたる社会福祉の増進に寄与した功績顕著な方々に表彰状や感謝状を贈呈し、社会福祉全般の啓発に努めます。

各種団体の自立的な活動を支援し、事業の助成を行います。

- (1) 理事会、評議員会等の開催
- (2) 職員研修
- (3) 防災対応整備
- (4) 啓発及び広報活動
- (5) 各種団体支援助成
- (6) 法人運営に係る企画・事務等

## 2 地域福祉ネットワーク事業

地域住民が相互に協力して、主に高齢者に対し支援を行うためのネットワークづくり等、多様な福祉ニーズに対するきめ細かな支援を行う住民参加の地域づくりを目指します。

### 3 ふれあいシルバーサロン事業

市内全ての校区に、高齢者等のいこいとふれあいの場として、ふれあいシルバーサロンを設置し、地域福祉の向上に努めます。

### 4 シルバー見守り事業

高齢者世話付住宅(エクセルコート)の居住者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、生活援助員を派遣します。

### 5 ボランティアセンター運営事業

ボランティア間の有機的なネットワークの構築や連携・交流を図るとともに、ボランティア情報を提供し、市内のボランティア活動を支援します。

また、市民の自主的参加を促進するため、多様なボランティア養成講座を開催して、人材育成に努めます。

### 6 社会福祉協力校事業

市内の小・中・高等学校の福祉教育の研究、実践を通じて、児童及び生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成します。また、福祉協力校の実践が、地域に反映できるように支援します。

### 7 共同募金配分金事業

共同募金等の配分金を財源として、助けあい意識の醸成を進め、きめ細かい福祉サービスの積極的な提供と助け合い事業を行い、福祉の向上を図ります。

### 8 資金貸付事業

経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、償還指導や生活援助活動を通して世帯の安定と自立を図ります。

(1) 生活福祉資金の貸付...民生委員と連携して実施

(2) 暮らし資金の貸付...生活資金や医療費などの一時的な出資に対し貸付を行う。

### 9 訪問介護事業

介護保険事業者として、指定訪問介護事業を実施し、介護を必要とする方を支援し、在宅福祉の向上に努めます。

#### 10 福祉車両運行サービス事業

高齢や障害により自力で公共交通機関を利用することが困難な方を会員として、医療機関や公共施設などへ移動する際の送迎を行い、在宅福祉の支援に努めます。

#### 11 配食サービス事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ昼食の配達と、配達時での安否確認を行い、在宅福祉の支援に努めます。

#### 12 高齢者介護予防事業

在宅で生活している高齢者の方が、できる限り要支援状態や要介護状態にならないように、生きがいや健康づくり活動などの介護予防事業を実施して、地域で自立した生活が確保できるように支援します。

#### 13 障害福祉サービス事業

障害者自立支援法における指定事業所として、障害者の在宅生活を援助するため、居宅介護事業を実施し、福祉の向上に努めます。

#### 14 移動支援事業

障害のある方が、居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に提供します。

#### 15 相談支援事業

障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生活全般に係る各種の相談を実施するとともに、福祉サービス利用の作成に関する業務や地域のサービス事業に関する適正な情報を提供し、障害者とその家族が安心して生活できる環境づくりを推進します。

#### 16 地域包括支援センター事業

高齢者の誰もが、住みなれた地域において、その人らしい尊厳ある生活をするように、心身の健康保持・生活の安定のために必要な援助を行い、さまざまな生活課題を柔軟な手法を用いて解決するシステムづくりを行います。

- 17 老人デイサービスセンター事業  
介護保険制度における指定通所介護事業所として、要介護、要支援高齢者の在宅支援を行います。
- 18 心配ごと相談事業  
市民の日常生活上の悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、適切な助言、援助などを行い福祉の増進を図ります。
- 19 地域福祉サービスセンター事業  
障害者に対する権利擁護や情報提供、引きこもり者、不登校者及びその家族の相談や個別支援、セミナーの実施とともに、ネットワークづくりなどにより保健、福祉関係機関等と連携して総合的な支援を行います。
- 20 居宅介護支援事業  
在宅で介護保険制度における居宅サービスを利用するための介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、要介護者やその家族の生活を支援します。
- 21 成年後見センター事業  
判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用や日常生活を送る上で必要となる債権や契約行為などに際し、本人やその家族を援助して、本人の権利や利益の擁護に努めます。
- 22 基金運営事業  
社会福祉基金及びボランティア基金の運営により、社会福祉事業及びボランティア事業の効果的運営や組織的活動を促進し、地域社会福祉の円滑な推進を図ります。
- 23 結婚相談事業  
結婚を希望する方の相談、斡旋、出会いの場の提供をします。